第 10 個人情報の保護に関する法律の遵守等

１　概要

(1) 法第５条の５、第 51 条及び指針

職業紹介事業者による個人情報の適正な取扱いについては、法第５条の５及び第 51 条において、求職者の個人情報の取扱いに関する規定及び秘密を守る義務等に関する規定が設けられ、さらに、指針第５の１及び２において、求職者の個人情報の取扱いに関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項が定められている。

また、指針第５の３において、職業紹介事業者による個人情報の保護の一層の促進等を図る見地から、法に基づく事業実施上の責務の一つとして、職業紹介事業者は、個人情報保護法第２条第 11 項に規定する行政機関等又は同法第 16 条第２項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合にあっては、同法第５章第２節から第４節まで又は同法第４章第２節に規定する義務を遵守しなければならないこととされている。

(2) 違反の場合の効果

個人情報保護法に違反した職業紹介事業者については、個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会による指導・助言等の対象とされている。また、法に違反する場合には、法に基づく指導助言等の対象ともなる。

２　職業紹介事業者に課せられる義務等について

職業紹介事業者は、指針第５の３により、行政機関又は個人情報取扱事業者に該当する場合には、個人情報保護法第５章第２節から第４節まで又は第４章第２節に規定する義務を遵守しなければならないこととされていること。具体的には、個人情報取扱事業者に該当する職業紹介事業者は、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/）等に留意しなければならない。また、法第５条の５及び指針第５の３の遵守に当たって留意すべき点は第９の４のとおりであること。

有料職業紹介事業者は、法第 32 条の 16 第３項及び則第 24 条の８第３項（無料職業紹介事業者については、これらを準用する法第 33 条第４項及び則第 25 条）により、自身の紹介により就職した無期雇用就職者のうち、離職した者（解雇により離職した者及び就職した日から六月経過後に離職したものを除く。）の数についての情報を提供しなければならず、則第 24 条の８第５項により、無期雇用就職者がこれに該当するかを確認するため、当該就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならない。

この場合における雇用主からの事業者への当該就職者についての情報提供は、個人情報保護法第 27 条で定める第三者提供の制限の例外である「法令に基づく場合」（同条第１項第１号）となるため、個人情報保護法に抵触することはないものと考えられる。